

産業廃棄物処分業許可証

住 所 名古屋市西区こも原町132番地

氏 名 株式会社 丹陽運輸

代表取締役 倉橋 純 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章

許可の年月日 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日

許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年 3 月 3 1 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (選別、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 選別

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 破碎

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 選別施設

ア 設置場所

稲沢市祖父江町中牧外川 2 1 5 番

イ 設置年月日

令和元年 1 1 月 2 5 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

276.48m³/日（34.56m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 破砕施設

ア 設置場所

稲沢市祖父江町中牧外川 2 1 6 番

イ 設置年月日

令和 2 年 1 月 1 5 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.8t/日（0.6t/時間）

紙くず

7.6t/日（0.95t/時間）

木くず

4.32t/日（0.54t/時間）

繊維くず

7.28t/日（0.91t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

6.64t/日（0.83t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

6.88t/日（0.86t/時間）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.64t/日（0.58t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 4月 1日 新規許可

令和 6年 6月 5日 書換

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

